

平成22年度から市県民税（普通徴収）、固定資産税の「全期前納報奨金制度」を廃止いたします。この制度を長い間ご利用され、納税にご協力頂きました事に心より厚くお礼申し上げます。長年にわたる納税者の皆様のご協力により、当初の目的が達成されたことと、行政改革の一環として制度を廃止するものです。制度廃止へのご理解と、今後とも納期内納付にご協力をお願いいたします。

なお、報奨金制度は廃止になりますが、納付書または口座振替にて1期々4期分を1期の納期内に一括納付することとはできますのでご利用ください。また、口座振替により全期前納を利用されている方へ、平成21年12月にお知らせしたとおり、変更の申し出がない場合は、全期前納での振替になりますので予めご了承ください。

全期前納報奨金制度廃止のお知らせ

納税課
☎876-1234
(内線2312)

お知らせ

ゆとりある老後のため 国民年金基金 に加入してみませんか！

サラリーマンの年金受給の平均月額が 16 万 1 千円であるのに対し、自営業者等の年金受給の平均月額は 5 万 4 千円となっています（右図参照。平成 20 年 3 月末現在）。これはサラリーマンの場合、国民年金と合わせて厚生年金などに相当する保険料が給与天引きされているためです。「国民年金基金」は、自営業者等の方々が安心して老後を過ごせるよう、国民年金にゆとりをプラスする公的な年金制度で、次のような特徴があります。



国民年金基金は年金増額に加えて減税というもう一つのメリットがあり、下記の例を見ると長期的な減税分は相当な額になります。確定申告している皆様、国民年金基金に加入して、年金の増額と減税をしてみませんか！

例 掛金月額 20,000 円
(年間掛金 240,000 円)の基金に加入した場合

課税所得額	概算税率※	減税額 (年間掛金×概算税率)
1千円 ～ 194万9千円	15%	240,000円×0.15=36,000円
195万円 ～ 329万9千円	20%	240,000円×0.20=48,000円
330万円 ～ 694万9千円	30%	240,000円×0.30=72,000円
695万円 ～ 899万9千円	33%	240,000円×0.33=59,400円
900万円 ～ 1,799万9千円	43%	240,000円×0.43=103,200円
1,800万円以上	50%	240,000円×0.50=120,000円

※概算税率は、所得税、県民税、市町村民税を合算したもの

- ①掛金は家族分を含めて、全額所得控除(減税)対象です。最高限度控除額は1人につき 81 万 6 千円までです。
 - ②ひと月でも納付すれば納付に応じた年金が支給されます。加入者に万一のことがあっても、80 歳まで遺族保証が付いています。
 - ③掛金は一定額で、年金額も加入時に分かります。希望すれば増額・減額もでき、支払が厳しいときは一時停止も可能です。）
 - ④7種類の年金から、将来生活に必要な年金が選べます。詳細は資料をご請求ください。
- ◆沖縄県国民年金基金のホームページからは
<http://www.okinawa-kikin.or.jp/>
◆電話では☎0120-65-4192（沖縄県国民年金基金）

問い合わせ

沖縄県国民年金基金 ☎941-3061
市民課国民年金係 ☎876-1234（内線3111～3115）

本市では、経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対して就学援助事業を行っています。援助を希望する方は、在学している学校事務室、または担任の先生に申し出てください。

援助を申請できる方

- ①現在生活保護を受けている方
- ②生活保護を廃止、停止された方
- ③経済的理由で給食費等の支払に困りの方で、生活保護は受けていないが、これに準ずる程度に生活に困っている方

援助の内容 認定になると、学用品費・学校給食費・修学旅行費・新入学学用品費・医療費等が援助されます。（但し、生活保護をうけている方は医療費と修学旅行費のみが援助されます）

申請の方法 4月より援助を希望される方は、下記の必要書類等を準備して学校へ4月30日までに申請してください。在籍校事務室に提出ですが、小学校と中学校に兄弟姉妹のいる方は提出書類の①～⑤を小学校に、①のみを中学校に

平成22年度就学援助の申請について

教育委員会 学務課
☎876-1234
(内線6511)

提出してください。提出書類は、各小中学校で配布しています。

提出書類

- ①就学援助費受給申請書（学校でもらってください）
- ②家賃証明書（指定様式）
- ③住民票謄本「特別（市役所1階市民課）」
- ④所得課税証明書「同一世帯で十八歳以上の方全員（市役所2階市民課）」
- ⑤世帯員（同居人）確認誓約書（指定様式）（準要保護申請者は必ず提出）

※祖父母（児童生徒からみた場合の続柄）等同居している場合は住民登録が別でもその世帯の住民票謄本と所得課税証明書（十八歳以上の方全員）が必要です。

※平成21年1月1日浦添市以外に住んでいた方は、前住地の市町村で所得課税証明書を交付してもらうってください。

新規提出期限 4月9日（金）～4月30日（金）

追加随時申請 毎月10日締切12月28日まで受付

問い合わせ 各小・中学校または教育委員会学務課



毎月1日は「飲酒運転の根絶運動の日」です。飲酒運転根絶にご協力ください。

交通災害共済

思わぬ事故に備えて 市民どうしの助け合い 1人500円の掛金で見舞金 最高100万円

加入推進月間 3月1日～4月30日
1人年額500円（1人1口）

交通災害共済組合とは、共済掛金を納めて会員になっていただいた市民が交通事故にあわれた時、直ちに見舞金を支給し出費の一部にあてていただくという趣旨で、県内全市が市民相互扶助の精神に基づき共同で設立した制度です。万一の被害に備えて全市民がこの共済組合に加入されますようおすすめいたします。

「申込方法」
市内の銀行、信用金庫、労働金庫、農協の本店及び支店に備え付けてあります申込書に必要事項をご記入のうえ、掛金（1人に付き500円）を添えて最寄の金融機関または市役所1階の銀行窓口でお申し込みください。（印鑑は不要です）4月30日以降も随時加入受付致します。

問い合わせ
市民生活課 ☎876-1234（内線3012）

常設人権相談所開設

那覇地方法務局沖縄支局
☎937-3278

那覇地方法務局および沖縄県人権擁護委員会連合会では、家族等家庭内の悩みごと、隣人間のトラブル、誰にも打ち明けられないことなどについて、法務局職員および人権擁護委員が、相談を受付けております。相談は無料、相談の内容は秘密厳守です。

開設日時 平日 午前8時30分～午後5時

開設場所 那覇地方法務局沖縄支局

相談方法 面接または電話相談

相談の具体例：体罰や「いじめ」を受けた、高齢者、子どもが虐待を受けている、変なうわさをたてられ、名誉や信用を失った等

消費生活講座のご案内

市民生活課
☎876-1234
(内線3011)

現在の生活に欠かすことのできなくなった便利な携帯電話・インターネット。しかしトラブルもまた年々増えてきています。そこで被害を未然に防止するため左記の日程で講座を開催いたします。

日時 3月23日（火）

場所 市役所6階60会議室

講師 沖縄県県民生活センター職員 古堅善幸氏

受講料 無料

定員 35名（定員なり次第締め切ります）

申込期間 3月5日（金）～3月15日（月）午後5時（土日は除く）

申込方法 電話受付および直接市民生活課へ